

おおさきチャレンジ創業応援事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市は、市内における新たな起業・創業の創出を支援し、地域経済の活性化を図るため、地域において模範となるような起業・創業する者（以下「創業者等」）に対し、予算の範囲内でおおさきチャレンジ創業応援補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付等に関しては、大崎市補助金等交付規則（平成18年大崎市規則第60号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において「創業」とは、事業を営んでいない個人が、所得税法（昭和40年法律第33号）第229条に規定する開業等の届出により市内において新たに事業を開始する場合又は新たに法人を設立し事業を開始する場合をいう。

(交付対象者)

第3条 補助金の交付対象者は、次の各号に掲げる要件を全て備えている者とする。ただし、市長が特に認める者は、この限りでない。

- (1) 前年度の4月1日以降補助事業期間完了日までに、個人開業又は会社法（平成17年法律第86号）第2条第1号に規定する会社の設立を行い、その代表となる者で、市内に事務所を設置し、又は設置しようとしている者
- (2) 市内に住所を有する者又は補助事業期間完了日までに市内に住所を有する者。ただし、UIJターン型の場合は前年度の1月1日以降に市内に住所を移し創業した者
- (3) 同一の事業について、国、地方自治体、公益法人等から補助金の交付を受けていない者
- (4) 開業予定地域の商工団体から推薦を受けた者
- (5) 創業後も商工団体からの経営指導等の支援を継続して受けることができる者
- (6) 市が指定する報告会で事業報告を行える者

2 次の各号のいずれかに該当するときは、補助対象者となることはできない。

- (1) 市税の滞納があるとき。
 - (2) 創業後も当事業を兼業する給与所得者。
 - (3) 大崎市暴力団排除条例（平成25年大崎市条例第4条）第2条第3号の規定に該当しているとき。
 - (4) フランチャイズ、チェーンストアその他これらに類する契約に基づく事業を行おうとする者
 - (5) 食品衛生法や建築基準法、関係法令等に違反しているとき。
 - (6) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号。以下「風営法」という。）の規定により許可又は届出を要する事業
 - (7) その他市長が不適切と認める事業
- （交付対象事業）

第4条 補助金の交付対象事業は、次の各号の全てに該当するものとする。

- (1) 市場やニーズをとらえた事業計画であり、地域に新たな需要や雇用を創出する事業
 - (2) 事業に特徴があり、独創性又は新規性のある事業
 - (3) 事業の内容、計画に妥当性、優位性があり、事業の継続性と将来的な成長性が期待できる事業
 - (4) 出店又は開設後3年以上継続して営業又は運営する見込みのある事業
 - (5) おおむね、週4日以上営業又は運営する事業。
 - (6) 開業予定地域の商工団体から複数回の指導・支援を受け、事業計画書などを作成した事業
 - (7) 地域における創業の模範となる事業
 - (8) 公序良俗に反しない事業
- （補助金の種類）

第5条 補助金の種類は次のとおりとする。

- (1) U I J ターン型 居住地を市外から市内へ移転しての創業

(2) 女性・若者創業型 女性または35歳未満の者による小規模な創業

(3) 一般型 (1) (2) に該当しない場合の創業

(補助対象経費)

第6条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、前条の補助対象事業の創業に直接必要な別表に定める経費で、以下すべての条件を満たし、市長が適当と認めるものとする。

(1) 使用目的が創業並びに経営の安定化に要するもの

(2) 交付決定日以降に発生したもの

(3) 証拠書類によって内容と金額が確認できるもの

(4) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めた経費

(当該補助事業に関する施工業者)

第7条 店舗の改装工事の施工業者及び設備、備品購入先については、原則として市内に住所又は事務所を有する業者とする。

(補助率及び補助金の限度額)

第8条 補助金の額及び限度額は、別表のとおりとする。

(補助事業の実施期間)

第9条 補助金の事業期間は令和5年1月31日までとする。

(交付の申請)

第10条 補助金の交付の申請をしようとする者は、おおさきチャレンジ創業応援事業費補助金交付申請書(様式第1号)を市長に提出するものとし、その提出部数は1部、その提出期限は、市長が別に定める日までとする。

2 前項の申請書に添付しなければならない書類は、次のとおりとする。

(1) 事業計画書(別紙1)

(2) 収支予算書(別紙2)

(3) 事業実施位置図

(4) 納税等確認承諾書(別紙様式)

(5) 商工団体からの推薦書（別紙様式）

(6) その他市長が必要と認める書類

2 前項各号の他、必要に応じ次の書類を提出すること。

(1) 設計見積書及び工事設計図面（配置図、平面図及び立面図含む。）

(2) 写真（施工前の店舗等の内外部の現状が分かるもの。）

(3) 店舗所有者の同意書

(4) 賃貸契約書の写し

(5) U I J ターンに関する申出書

（交付の決定）

第11条 市長は、前条の規定による交付申請があったときは、その内容を審査し、必要に応じ現地調査等を行い、適当と認めたときは、おおさきチャレンジ創業応援補助金交付決定通知書（様式第2号）により通知するものとする。

（交付の条件）

第12条 補助金の交付の決定をする場合において付する条件は、次のとおりとする。

(1) 補助事業の内容の変更又は補助事業に要する経費の区分ごとに配分された額を変更しようとする場合においては、おおさきチャレンジ創業応援事業補助金計画変更申請書（様式第3号）を市長に提出するものとし、市長の承認を受けること。ただし、補助対象経費の20%以内の額の変更で、補助事業の目的に変更をもたらさない軽微な変更にあつては、この限りでない。

(2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合は、おおさきチャレンジ創業応援補助金中止〔廃止〕承認申請書（様式第4号）を市長に提出し、承認を受けること。

(3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに市長に報告してその指示を受けること。

(4) 補助対象経費に係る収入及び支出を明らかにする帳簿等は、当該収入及び支出についての証拠書類とともに事業完了後5年間保存すること。

(実績報告)

第13条 補助事業者は、補助事業等が完了したとき又は補助事業等の廃止の承認を受けたときは、おおさきチャレンジ創業応援補助金実績報告書(様式第5号)により、補助事業の成果を市長に報告するものとする。また、市が主催する報告会において事業報告を行わなければならない。

2 前項の実績報告書に添付しなければならない書類は、次のとおりとする。

- (1) 事業実績書(別紙3)
- (2) 収支精算書(別紙4)
- (3) 経費の支出を証明する書類
- (4) 税務署に提出した開業届出書の写し等創業の事実を確認できる書類
- (4) その他市長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第14条 市長は、前条の実績報告書の提出及び報告会での事業報告を受け、当該報告書の審査及び必要に応じて現地調査等により、その報告に係る補助事業等の成果が補助金等の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金等の額を確定し、おおさきチャレンジ創業応援補助金確定通知書(様式第6号)により当該補助事業者に通知するものとする。

(補助金の交付方法)

第15条 補助金は、規則第14条に規定する補助金の額の確定後に交付するものとする。ただし、補助事業の遂行上必要と認めるときは、交付決定額の2分の1の額を概算払の方法により交付できるものとする。

2 交付決定者は、前条の規定による確定通知書を受領した日以降、速やかにおおさきチャレンジ創業応援事業費補助金請求書(様式第7号)を市長に提出しなければならない。

3 第1項ただし書の規定により、概算払により補助金の交付を受けようとする者は、

第6条の規定による交付決定通知書を受理した日以後、速やかにおおさきチャレンジ創業応援補助金概算払請求書（様式第8号）を市長に提出しなければならない。

（事業完了後の事業実施状況報告）

第16条 市長は、補助事業の効果を確認するため、必要な範囲内において補助事業者に対し、補助事業の実施により取り組んでいる事業の実施状況について報告を求めることができる。

（その他）

第17条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付等に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行し、平成31年度に係る補助金に適用する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行し、令和2年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行し、令和3年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行し、令和4年度分の補助金から適用する。

別表1（第4条関係）

区分	内容	補助金の額	限度額
U I J ターン型	居住地を市外から市内へ移転しての創業	補助対象経費の 2 / 3 以内	上限 1 0 0 万円
女性・若者創業者	女性または35歳未満の者による小規模な創業	補助対象経費の 2 / 3 以内	上限 1 0 0 万円
一般型	上記に該当しない場合の創業	補助対象経費の 1 / 2 以内	上限 1 0 0 万円

備考

- 1 補助金の額は千円単位とし、端数は切り捨てるものとする。
- 2 他の補助制度により補助金等の交付を受けたものは補助金交付の対象としない。

別表 2 補助対象経費

補助対象経費	
店舗改装費	・店舗等の外装工事・内装工事費用
設備・備品費	・機械装置・工事・器具・備品の調達及びリース費用 ※レンタル・リースの場合、交付決定後から令和5年1月末までの期間が対象。事業で使用することが明確であること。 ※消耗品、不動産の購入、車両の購入は対象となりません
広報費	・宣伝広告費，パンフレット印刷費，展示会出展費用
委託費	・試作品・サンプル品の製作委託料 ・ホームページ作成の委託費 ・市場調査等の委託費 ※販売のための原材料仕入・製作に係る費用は対象になりません。 ※委託費は補助金交付額の2分の1が上限
原材料費	・試作品・サンプル品の製作に係る原材料費
外部謝金	・本助成対象事業実施のために必要な謝金として，依頼した専門家に支払われる経費
開業事務手数料	・創業時に必要な官公庁への申請書類等作成のため，司法書士・行政書士等に支払う申請資料作成経費（租税公課を除く）

注1) 交付決定後に発生した経費が補助対象となります。

注2) 機械装置・工具・器具・備品は，事業計画実施のために必要不可欠なものに限ります。

注3) 物品・サービスの調達にあたっては，契約等の証拠書類（発注書，見積書，契約書，請求書）が必要です。

注4) 消費税等の税金及び金融機関等への振込手数料は補助対象になりません。手数料を差し引いた場合（支払先負担）は値引きとみなします。